



許可番号 02121026469

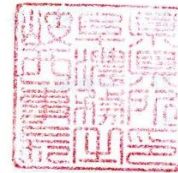
産業廃棄物処分業許可証

住 所 岐阜県安八郡安八町東結1092番地の1

氏 名 株式会社名晃
代表取締役 峠 テル子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県西濃県事務所長 小林 政人



許可の年月日 平成28年 5月12日

許可の有効年月日 平成33年 5月11日

1 事業の範囲

(1) 中間処理 (選別)

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類
上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7種類

(2) 中間処理 (破碎)

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類
上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7種類

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 種 類：選別施設

設 置 場 所：岐阜県安八郡輪之内町四郷字上ノ切1011番1、1012番

設 置 年 月 日：平成18年3月31日

処 理 能 力：

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類

163.85m³/日 (20.48m³/時間)

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7種類

(2) 種 類：破碎施設

設 置 場 所：岐阜県安八郡輪之内町四郷字上ノ切1011番1、1012番

設 置 年 月 日：平成18年3月31日

処 理 能 力：

廃プラスチック類

39.36t/日 (4.92t/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

木くず

46.64t/日 (5.83t/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

がれき類

104.88t/日 (13.11t/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

複写厳禁

(株) 名 晃

写

許可番号 02121026469

紙くず 23.28t/日 (2.91t/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

繊維くず 14t/日 (1.75t/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

金属くず 81.6t/日 (10.2t/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず 152.96t/日 (19.12t/時間)

上記1品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 7種類

許可年月日:平成17年12月16日

許可番号:岐阜県指令廃対第5号の15

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成18年 5月12日 産業廃棄物処分業許可 (新規)

平成18年 5月23日 産業廃棄物処分業変更届 (書換)

平成19年 1月 9日 産業廃棄物処分業変更届 (書換)

平成23年 5月12日 産業廃棄物処分業許可 (更新)

平成28年 5月12日 産業廃棄物処分業許可 (更新)

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

複写厳禁

(株)名晃